

(参考資料②)

<インフルエンザ>・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

インフルエンザの出席停止期間について									
学校保健安全法・行規則第19条により、			「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後2日を経過するまで」と定められています						
発症した翌日を1日目と数えます		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後5日を経過した後	
Aさん	発症後1日目に解熱した場合	発症	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Bさん	発症後2日目に解熱した場合	発症	発症	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発症	発症	発症	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発症	発症	発症	発症	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Eさん	発症後5日目に解熱した場合	発症	発症	発症	発症	発症	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

<新型コロナウイルス感染症>

・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す

・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について								
学校保健安全法施行規則第19条により、			「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と定められています					
発症した翌日を1日目と数えます		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後5日を経過した後
Aさん	発症後1日目に軽快した場合	発症	軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Bさん	発症後2日目に軽快した場合	発症	発症	軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Cさん	発症後3日目に軽快した場合	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Dさん	発症後4日目に軽快した場合	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Eさん	発症後5日目に軽快した場合	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
Fさん	無症状の場合	検体採取	採取後1日目	採取後2日目	採取後3日目	採取後4日目	採取後5日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

<その他の感染症>

病 名： _____

出席停止期間： _____